

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 令和4年8月18日（木）午前10時00分～午前11時37分

■場所 WEBによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部長、宮越第二部長、荒井委員、池邊委員、池本委員、
日下委員、玄委員、小林委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、
水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、横田委員、渡邊委員

■議事内容

1 答 申

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに総括的事項及び項目別事項（騒音・振動、生物・生態系、生物・生態系 景観共通、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物）に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文について、一部委員の意見を踏まえた修正を加えることとし、具体的修正内容については会長に一任し、全会一致で知事へ答申

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会
速 記 録

令和4年8月18日（木）
Webによるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○藤本政策調整担当部長 おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、「東京都環境影響評価審議会」総会に御出席いただきありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名全員のうち 20 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和 4 年度第 5 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしく申し上げます。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 ただいまから令和 4 年度東京都環境影響評価審議会第 5 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部会長から報告を受けることといたします。それでは、よろしく申し上げます。

○齋藤第一部会長 はい。それでは、資料 1 を御覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは、事務局から答申案文の説明をさせていただきます。

まず資料の 3 ページ、資料 1 を御覧ください。読み上げさせていただきます。

令和 4 年 8 月 18 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋藤利晃

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙、続いて4ページになります。

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和3年8月20日に「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は画面に表示している内容になります。

続いて

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものと認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

1 総括的事項

本事業が位置する明治神宮外苑は、豊かな自然環境やいちよう並木のビスタ景を有し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点であり、創建100年にも及ぶ歴史的に

も重要な場所である。

本事業については、都民から、樹木伐採への反対意見をはじめ、先人から継承された環境を失うことへの懸念や事業計画の十分な周知・公開を求める意見など、多くの懸念が表明されている。

さらに、審議会においても、評価書案に記載された内容に対する根拠の不明瞭さや、都民と事業者との相互不信への懸念が指摘された。

このことから、事業の実施に当たっては、事業計画に関する積極的な情報公開や都民参加に努めること、着工後における環境保全措置の徹底を図るとともに継続して対策を講じていくことが重要である。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項について十分な配慮を行うべきである。

2 項目別事項

【騒音・振動】

野球場棟の供用に伴う騒音では、球場高さでの予測を行っていないが、球場から近傍住宅までの距離における地上 1.2mの予測では環境基準と同値であり、球場と同じ階層の住居における騒音の影響が懸念されることから、球場高さにおける予測・評価を行うこと。また、予測に当たっては、予測式や予測条件等について、詳細に記述すること。

【生物・生態系】

- 1 樹林生態系についての予測・評価において、新宿御苑から赤坂御用地、青山霊園へ連続する緑のネットワークにおける生態系のつながりや、そこで拠点となる緑地の範囲を、評価書において具体的に図示すること。あわせて、植物群落調査等の結果を生態系保全目標の設定に反映し、保全対象とする指標種を定め、土壌を含め、まとまりのある生息環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を示すこと。
- 2 施設の解体及び建設・運用に伴う樹林地への影響を回避・最小化し、その保全や

適切な育成・管理を実施していくための方針を、保全管理方針として評価書において示すこと。また、作成した保全管理方針に基づき、生物種のモニタリングと併せて、順応的管理を行い、神宮外苑の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。

3 既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、既存樹木への影響を回避・最小化するための考え方を示し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すとともに、移植木を活用した樹林地の再生計画を作成すること。あわせて、移植の限界性を踏まえ、移植時期、方法、植栽基盤確保の考え方、並びに仮移植期間における養生計画、養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等、移植の确实性を高めるための措置を計画の深度化に応じ、具体的に示すこと。さらに、各施設の設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ること。これらの実施をもって神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めること。

4 神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺の緑のまとまりについて、ラグビー場棟の建設、及び計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画の影響を勘案し、生物・生態系の保全エリアを設定すること。設定した保全エリアの拡大について、施設設計の深度化と併せて継続的に検討し、可能な限り保全エリアを拡大するとともに、ラグビー場の配置・構造等の詳細設計において生物・生態系への影響を回避・最小化する措置を具体化すること。

【生物・生態系】【景観】共通

1 保全するいちよう並木に近接して野球場棟の建設が計画され、いちよう並木への影響が懸念されていることから、野球場棟の実施設計前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと。また、その結果を説明するとともに、調査結果を踏まえ、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。特に、いちようの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認された場合は、根を避けるため野球場棟の該当箇所の壁面後退等施設計画の工夫を行うこ

と。さらに、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木のモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続することで、将来にわたりいちよう並木を健全に育成すること。

- 2 保全するいちよう並木について、野球場棟のネットフェンスやスコアボード、照明やひさし等構築物による、日照及び景観への影響が懸念されることから、構築物の配置や素材・色彩の決定に当たっては十分配慮し、影響の低減に努めること。

【風環境】

風環境の予測結果では、事務所棟南側をはじめ、現況からの変化が一定程度生じる地点が多く見られることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。

【景観】

- 1 野球場棟がいちよう並木のビスタ景観に与える影響、及び野球場棟の圧迫感について、最も野球場が視認できる時期における把握が必要であることから、適切な地点からの落葉期を想定した予測・評価を追加で示すとともに、環境保全のための措置を徹底し、影響の低減に努めること。
- 2 絵画館前広場からの眺望の変化の程度について、計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画を反映した予測・評価を評価書において示すこと。
- 3 神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺における圧迫感の変化の程度について予測・評価すること。また、ラグビー場棟の形状やデザインの決定に当たっては、圧迫感や閉鎖性を緩和するための措置を具体的に示し、実施すること。

【自然との触れ合い活動の場】

神宮外苑は、日常的に多くの人々に自然との触れ合い活動の場として利用されてい

るが、本事業の施行により長期間にわたり利用制限が想定されることから、予測・評価において工事の段階ごとの動線や広場空間の確保計画等について、みどりの質の観点も含めた具体的な環境保全のための措置を評価書において示すこと。また、その措置を徹底し、影響の低減に努めること。

【廃棄物】

本事業では、建築物の解体及び施設の建設に伴い既存樹木の伐採が計画され、相当量の木くず等の発生が考えられるが、伐採樹木に係る廃棄物についての予測・評価が行われていないことから、評価書において、伐採樹木に係る廃棄物発生量、再資源化量及び再資源化の方法（ストックヤードの確保を含む）について予測・評価を示すこと。

以上になります。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本事業は、港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の一部にありますスポーツ施設や事務所ビルなどを建て替える事業で、対象事業の種類は「高層建築物の新築」、「自動車駐車場の設置」でございます。

本評価書案は、令和3年8月20日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における6回の審議を行い、ただいま朗読いたしました答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民及び関係区長である港区長、新宿区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会を令和4年4月15日に開催し、17名の方の公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたします。

次に答申案の内容について御説明いたします。

最初に【総括的事項】の意見です。

本事業の計画地は、豊かな自然環境と様々なスポーツ施設が調和している場所であり、創建100年にも及ぶ歴史的にも重要な場所となっています。

本事業を進めるに当たっては、樹木の伐採に関するだけでなく、多くの御意見が都民の皆様から表明されており、審議会においても審議を重ねる中で、様々な懸念が指摘されました。

このようなことから、事業の実施に当たり、事業計画の情報の透明性や環境保全措置の徹底などが重要だと考えられることから、総括的事項として、事業者に求めることといたしました。

次からは【項目別事項】の意見となります。

最初に【騒音・振動】の意見です。

本事業では、野球場棟の建設が計画されておりますが、野球場棟の供用に伴う騒音は、野球場棟から近傍住宅までの距離において、地上1.2mの高さで予測・評価を行っており、その値は環境基準と同値と予測されています。しかし、野球場棟と同じ階層における予測・評価は行っておらず、その高さでは環境基準値を超える可能性があります。このことから、野球場棟の高さと同じ高さでの予測・評価を求めることといたしました。

次に【生物・生態系①】の意見ですが、

都市における生態系は、樹林生態系におけるゾーニングやネットワークのつながりが必要であることから、緑のネットワークにおける生態系のつながりや拠点となる樹林地の図を示していただくとともに、まとまりのある生育環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を求めることといたしました。

次に【生物・生態系②】の意見です。

本事業では、施設の解体・建設等により樹林地への影響が考えられますが、その影響を回避・最小化するため、保全管理方針を作成し、その方針に基づいた管理を行うことにより、神宮外苑の豊かな自然環境を保全するよう求めることといたしました。

次に【生物・生態系③】の意見です。

既存樹木については、詳細調査の結果を反映し、残置・移植・伐採等の予測・評価を見直すとともに、移植の限界性を踏まえた移植の計画を示すことを求めることとしました。さらに、施設の詳細等を決定していく中で、より一層の伐採の回避を図ることなどを求めること

といたしました。

次に【生物・生態系④】の意見です。

神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺の緑のまとまりは、ラグビー場の建設等による影響が懸念されることから、生物・生態系の保全エリアを設定するとともに、影響を回避・最小化する措置を求めることとしました。

次に【生物・生態系】【景観】共通①の意見です。

いちょう並木に近接して、野球場棟の建設が計画されていることから、野球場棟の実施設計前に根系調査を行うことや、その結果を踏まえた建築計画及び施工計画における環境保全のための措置等により、将来にわたっていちょう並木の健全な育成を求めることいたしました。

次に【生物・生態系】【景観】共通②の意見です。

いちょう並木に対して、野球場棟のネットフェンス、スコアボード等の構築物が、日照や景観への影響として懸念されることから、構築物の配置や素材等への配慮を求めることとしました。

次に【風環境】の意見です。

風環境の予測結果では、建築後、対策後に領域Cが存在していることや、現況から建設後対策後の領域がBで変わらないものの、領域Cに近い値になっている地点が複数存在しています。このことから、環境保全措置を徹底してもらうことなどを求めることといたしました。

次に【景観①】の意見です。

明治神宮外苑の象徴となっている4列いちょう並木の景観については、青山二丁目交差点から絵画館方向における予測・評価を行っていますが、落葉期では野球場のネット等が景観に与える影響や、野球場棟からの圧迫感が考えられることから、落葉期を想定した予測・評価と環境保全措置の徹底を求めることとしました。

次に【景観②】の意見です。

絵画館前広場からの眺望は、ラグビー場棟周辺の環境に与える影響が考えられることから、絵画館前広場からの眺望の変化の程度について、予測・評価を求めることとしました。

次に【景観③】の意見です。

神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺は、ラグビー場棟の建設が計画されており、工事の完了後における圧迫感の変化の程度に影響があると考えられることから、当該箇所における予測・評価などを求めることといたしました。

次に【自然との触れ合い活動の場】です。

本事業の工事期間は約 14 年に及び、複数の建物を段階的に建て替える計画となっていることから、長期間にわたって、従来の通行環境の分断や、自然との触れ合い活動の場の利用が制限されると考えられます。

このことから、工事の段階ごとにおける歩行者動線及び歩行者空間を確保するための計画を求めることといたしました。また、当該箇所におけるみどりの質を確保するための環境保全措置とその措置の徹底を求めることといたしました。

最後に【廃棄物】の意見ですが、

本事業では、建築物の解体と施設の建設に伴って、既存樹木の伐採が計画されておりますが、伐採された樹木における廃棄物の予測・評価が行われておりません。このことから、伐採樹木に係る廃棄物発生量及び再資源化量を予測・評価することはもとより、伐採樹木の再資源化の方法についても求めることといたしました。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 御報告ありがとうございます。

これに加えて、私から 1 点よろしいでしょうか。

本事業は第一部会において 6 回の審議を重ね、答申案をまとめていただきました。

その中で、イチョウの保全などに関して、真摯に説明をしていただきましたが、保全の確度をさらに高め、イチョウをはじめとした樹木を確実に保全していただく必要があると考えております。

また、本事業については、工事期間が約 14 年にも及ぶ長期的なプロジェクトであるとともに、樹木の伐採を代償する樹林地の再生など、大規模な代替措置を要する事業となっております。また、答申案には、根系調査の実施を求めるなど、新たな調査等の必要性を盛り込んでおります。

そのような中で、今後、本事業に関する事後調査計画書や事後調査報告書が提出されますが、事業者には適切な事後調査を行ってもらう必要があると考えております。

そこで、通例であれば、答申を出してしまうと、その後、事業者が審議会で説明する機会がありませんが、本事業においては、事後調査計画書や事後調査報告書及び変更届が都に提出された後、必要に応じて、事業者が審議会に出席いただき、審議会は事業者に対して説明を求めることで、本事業の進捗を注視していきたいと考えております。

また、本事業については、必要に応じて、外部の有識者にお越しいただき、お話を伺いた

いと考えております。

このことについて、事務局、いかがでしょうか。

○藤本政策調整担当部長 はい、ただいま会長から御提案いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

会長からいただいた御提案ですが、東京都環境影響評価条例第 74 条の 2 によりますと、審議会は調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求め、説明を聞くことができると規定されておりますので、事後調査計画書や事後調査報告書、それから変更届の提出時に、必要に応じて、審議会在事業者その他関係者に対して、審議会への出席を求めることは可能であります。

○柳会長 ありがとうございます。分かりました。

それでは、先ほどの部会長の報告とただいまの提案について、何か御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

廣江委員、どうぞ。

○廣江委員 丁寧な御報告ありがとうございました。

今の会長の御意見に賛成いたします。また、第一部会の騒音・振動担当の方の御指摘はごもっともで、今の評価書案に書かれている内容では何をどう予測したのか、野球場からの騒音については一切分からないで結果だけが示されており、やはりきちっとしたものを示して、だからこういう結果になったというのを示すのは最低限のことだと私は思っていますので、この点については是非記述していただきたいのと、高さ方向は確かに懸念されることから厳しい結果になるかもしれませんが、是非よろしくお願ひしたいと思います。

以上コメントです。

○柳会長 はい、ありがとうございます。

それでは、続いて横田委員お願いいたします。

○横田委員 はい、ありがとうございます。

一昨日の第一部会で審議をして今回答申となりますが、この答申の中に含まれている内容の文言として、回避・最小化ということが複数回にわたって出てきます。

こういったまだ不確実性が残っているというような審議が、一昨日なされたわけですが、先ほど事後調査計画と変更届という手段というふうにお伺いしましたが、この評価書案に対する答申の評価書への反映のされ方というものを、審議会として確認させていただく必要が

あるのではないかとというのが、私の意見であります。

やはり技術的にも一昨日の資料に出されているものが、どのように評価書の記述の中に盛り込まれていくのかということ自体に、非常に様々な反映のされ方があるのではないかとこのように思います。

特に回避・最小化という観点で言いますと、規模ですとか配置に関する事項が非常に不透明であって、その部分は評価書においてもさらに深度化していただく部分ではないかなと考える次第です。

そういった形で評価書を確認するというプロセスが必要ではないかというふうに、私は考えますが、僭越ながら御意見をさせていただきました。いかがでしょうか。

○柳会長 ありがとうございます。

これまで東京都のアセスのプロセスの中では、評価書だけでは終わらず、多くの事柄がその後の事後調査の手續等に持ち越される事案というのはいろいろあったと思います。

評価書だけで完結するということは基本的にないですが、確かに評価書を出されるとそれによって工事に着手できると、こういう一定の猶予期間後にできるということがありますので、今回この答申案の案文の中では、根系調査等の結果を評価書に反映してほしいということなのだろうと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○横田委員 はい、それもそのとおりであります。

加えて一昨日の資料の中で少し見直しと申しますか、書き順ですね、検討の順序がもう少し見直しが必要ではないかというようなことですか、図表に関する表現のされ方が分かりにくいというようなことで、おそらく評価書の中ではそういった非常に重要な点が修正されるというふうに理解しています。

この修正のされ方が、やはり合わせて根系調査の結果もそうですけれども、評価書としての修正のされ方というものをきちんと見させていただくことが必要ではないのかと思いました。

○柳会長 ありがとうございます。

横田委員の今の発言の取り扱いについては、後ほど検討させていただくということによろしいでしょうか。

はい、それでは、続いて池邊委員どうぞ。

○池邊委員 池邊でございます。ありがとうございます。

私は第二部会に属しておりますので第一部会の検討には参加しておりません。ただし、緑

のほうの専門家として今回の計画は非常にずさんな検討だと考えております。

特に樹林地が通常の樹林地よりも非常に歴史があって、根系なんかも非常に深く、予想以上に広がっているということが考えられます。

それで、生態系への変化と言いますと、皆さん土壤より上のものだけを考えていらっしゃると思いますが、基本的には土壤のところから非常に大事でございまして、例えばこの土壤の中にはたくさんのセミの卵とか幼虫がいると思われれます。

そうしますと、この工事によって何千匹ものセミ、まあセミが都内でいるところというのは、皆さんも御存じの四谷のあの土木学会に行くところこの辺りぐらいが、セミの声が非常によく聞こえるところとして有名ではございますが、そういうような土壤をどう保全していくかということが生態系の中に入っておりません。

それからまた、この樹木の移植を検討することなんですけれども、ここにある樹木は非常に大きいですし、また根系が非常に広がっていますので、移植が無理だという判断が出る可能性があります。

また、移植においても一回移植をして戻すときに、結局は移植した結果、移植した他のところで枯れてしまって、移植が無理であったという結果が出る可能性が非常に高いと思われれます。そのあたりについても検討がずさんだというふうに考えます。

あと、私は自然との触れ合い活動のところを第二部会で担当しておりますけれども、ここは新宿区長と港区長からお話が出てますけれども、単に人間が自然に触れ合うとかいちょう並木がどうのこうのとかいうことだけではなくて、ここの中には子供が森の中で自然に遊べるという非常にユニークな場所が今もありまして、外国人の子供がここまで来て遊んでいるというのが今の現状でございます。

また、私も犬を飼っているのですが、日本はなかなか犬を入れられる公園がなく、例えば新宿御苑なんかダメなわけで、神宮外苑は非常に多くの犬が集まることで有名でございます。海外では犬が地下鉄にも乗れるとかいう状況にありながら、日本ではまだドッグランとかそういう形でしか整備されていません。

この計画でも多分計画を決めていくと、ドッグランをつくれれば今の犬がいるところはそれで済ませるのではないかと思われるかもしれませんが、明治神宮外苑は非常にみんな訓練された犬が全く喧嘩することなく多数集まることでも有名でございまして、土日だけではなく平日にもたくさん来ています。

ですから、この工事期間中そういうことが全く行われなくなるということも含めて、これ

は非常に東京の中でも海外に比べてそういうものが遅れているわけですが、自然との触れ合いという中には、そういう動物との触れ合い、まあ犬がそれこそハトを追い出してみたいな非常に楽しい景観が見られているわけですが、そういうものについても後々広場を新たにつくれば良いというような考え方ですと、非常に問題が起こるかと思っております。

伐採量も非常に多くなると思いますし、この伐採によって土壌にも非常に多くの影響があります。ですから、この土壌への影響が既存土壌の中に生態系に関してどういう影響とか機能を果たしているのか、そして今後どうしていくのか。今グリーンインフラというのが日本でも海外でも非常に注目されていますが、そのグリーンインフラとしてこの外苑の緑は重要なわけです。

それで、ただでさえ国立競技場ができて緑が少なくなったときにこちらのほうまでそれが及ぶというのは非常に問題だというふうに考えます。

ですから、今回、野球場のことも言われておりますけれども、施設内全体の樹木、樹林地そして土壌ですね、土壌の中の生態系、生態系というのは何も鳥とかそういう樹木より上とか土壌より上だけの問題ではないので、新たに植えればそういうものが戻ってくるという話ではありません。

例えば、ちょっと長くなりますが、イギリスのロンドンオリンピックのときには、そういう土壌にいる生態系を全て保全させるため、他のところに保全して、ヘビですとかそういうものも全部保全して、そしてまた戻してくるというやり方が、もう 10 年以上前のオリンピックですが、イギリスではそういう形がとられました。

ですが、今回のことについてはそういうことが全く想定されておりませんので、単に生態系を評価して新たな土壌を入れるということになりますと、相当程度の土壌の中にいる生物、先ほど言った代表的にはセミですが、そういうようなものだけではなくて土壌のいろいろなものが全てなくなって新しくなるということになります。

それは非常に東京の全体の生態系にとって、ここは明治時代から続く生態系の核となっております。ここと新宿御苑がやはり続いているということによって受ける緑の影響というのは、非常に大きなものだと思いますので、もう一回その辺りも含めて検討をお願いしたいと思います。

長くなって申し訳ございません。以上でございます。

○柳会長 池邊委員、ありがとうございました。

ただいまの池邊委員の御指摘は、答申案の中に自然との触れ合いの場とか土壌の問題です

とか、移植やグリーンインフラの観点とかが抜けているのではないかという御指摘でしょうか。

○池邊委員 はい、そうです。そのあたりを少し補強していただいて、ここでは保全対象とする指標種を含め土壌を含めという形だけですが、既存の土壌の中にどれだけの生態系があるのかという、非常に豊富な土壌、生態系があるという認識が抜けておりますので、そのあたりを強化した表現にさせていただければと思っております。以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは他に、保高委員、どうぞ。

○保高委員 はい、ありがとうございます。

手続き的などころに関してお問い合わせさせていただきたいと思います。

先ほど会長がおっしゃった、今後のお話をしっかり聞いていくと、プロセスを確認していくことは非常に重要だと思ったのですけれども、今回の答申の P.6 の、【生物・生態系】
【景観】共通の1のところ、専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと。また、その結果を説明するとともに・・・とあると思います。

この結果に関しては審議事項もしくは第一部会の中でしっかりその結果を受けてもう一度討議をするということになるのか、それとも事務局報告となるのか手続き的なことについてお問い合わせいただければと思います。

○柳会長 はい。私の提案では審議会で事業者の方にお越しいただいて、それで説明していただいて、委員との質疑応答を行って明らかにしていくという提案でございます。

○保高委員 ありがとうございます。この点に関したしっかり審議をいただけるということと理解しました。ありがとうございます。

あともう1点だけでよろしいですか、これは提案になりますが、今後こういうプロセス、私、様々な汚染地等の再開発等に関わってきているのですけれども、今回のステークホルダーの皆様が、工事の途中でしっかり現場をモニタリングできる機会というのを定期的に設けていただくというのは、すごく重要なことと思っておりますので、またこれも含めて御検討いただければと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは続いて、水本委員、お願いいたします。

○水本委員 はい、水本です。

今までの議論を踏まえまして、今後のプロセスの中で今の御質問と少し関連するかと思う

のですが、先日の補足されたデータにおいて、その情報をいただけるタイミングというものが非常に大事であるなというふうに私は考えております。

その上でそのPFI事業の決定プロセスと申しますか、PFI事業になって以降のところの部分が、実は最もその揺らぎが大きい部分なのかなというところなので、できれば会長の御提案のところであるプロセスの中には、そのタイミングのコントロールと申しますか、そういった部分にも少し踏み込んで関わらせていただいているのであれば、それはそれで非常にいいのかなと私は思っています。

そのあたりのタイミングということについては、現時点ではどういった見通しとか、特にPFIのところについて非常に気になっております。

すみません。質問なのかコメントなのかというところですが、よろしくお願いします。

○柳会長 ありがとうございます。

御指摘のタイミングというのは、前回の第一部会でも照会されましたけれども、具体的にその点をどなたがどのようにコントロールしていくか、こういうことに関して審議会がどうやって介入していくかというところは、今のところは先ほど私が提案したような事後調査計画書とか変更届とか、そういった事業者が出してくる図書の段階で、ある程度はコントロールできるかなと、そういうふうに思っています。

ただ、それ以外のタイミングについてどうするのかというようなことについては、私からどのようにしたらいいかということをお断言することはちょっとできないのですが、それは、水本委員はどうしたらいいとお考えでしょうか。

○水本委員 そうですね。先日の資料の中で最も大きな変更がもし行われるとすると、PFI事業の決定プロセスかなと思いますので、ここのところは、やはり注視する中では非常に気になるタイミングですので、その前後のところの情報連絡というのは非常に大切かなというふうに、まず情報の連絡ということをお願いしたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

その点は事業者と緊密に連絡を取り合いながらこの事業の進捗状況を注視していくということになるかと思いますが、調査計画、実施計画に変更があるというタイミングで、事業者から出される変更届、これは頻繁に出てくる可能性がありますので、そこで審議会としてはご意見を伺いながら対応していきたいと思っているところではありますが、それ以外のPFIという事業者が行うところについては、こちらとしては方法がないのではないかと思います。

○水本委員 すみません。イレギュラーの形で失礼しましたが、まずは情報連絡ということをお願いしたいと思っています。

○柳会長 はい。

それでは続いて、宮越第二部会長、どうぞ。

○宮越第二部会長 はい、宮越です。よろしくお願いいたします。

私も会長の御提案には賛成させていただきます。

事務局にお伺いしたいのですけれども、事後調査の今後の見通し、こういったタイミングで何回くらい事後調査を行うかというのは、この環境影響評価書案の中には記載されていますか。もしありましたら教えていただきたいのですが。

○藤本政策調整担当部長 はい、御意見ありがとうございます。

環境影響評価書案には、事後調査のスケジュール等は記載されておりません。

○宮越第二部会長 今後記載いただくようなことはできますか。環境影響評価書案でなくて評価書に記載されるということは可能なのでしょうか。

今の審議の経過を拝聴していて、私もなんですが、どんなタイミングで事後調査が行われるのかというのが極めて重要と思いましたので御質問させていただきました。

例えば、評価書に入れていただくとか、もしくは何か添付の資料で付けていただくとかいろいろな方法があると思うのですが、そういったものをこの段階で次の評価書を提出していただく段階等で、事前に工事が始まる前に出していただくことは可能ですか。事務局にお伺いしたいのですが。制度的なものがあると思いますので。

○藤本政策調整担当部長 はい、基本的には事後調査計画書の段階で、事後調査を今後どうするかとか詳細に出していただくような形になります。それは工事の開始前ということでございます。

ですので、事後調査計画書の段階で先ほど会長から御提案がありました形によって、審議会で改めて審議をするということに、会長の御提案に従えばなるということになります。

○宮越第二部会長 分かりました。

事前に、工事が始まる前に事後調査のスケジュールとか、やる内容等をきちんと項目等を審議されるということですね。そう理解してよろしいでしょうか。

○藤本政策調整担当部長 はい、結構でございます。

○宮越第二部会長 はい、ありがとうございます。

あと1点、私から答申案文について拝見していて、先ほど池邊先生から御指摘のあった土

壤が重要だということについて、私もそのとおりだと思います。

今回、土壌の水分量についての記載がこの評価書案の中にはなかったと思うのですが、根系調査等もあると思いますし書かれていますので、植物に対して土壌水分量の把握というのは極めて重要だと思います。

ですから、モニタリングの内容については具体的に記載されていませんが、必要に応じて土壌水分量のモニタリング等も入れていただくのがよろしいのではないかと思います。

その際には、保全すべき植物のルートゾーンの深度を考慮した、例えばポーラスカップの設置とかセンサーの設置の深度を、適切に行うことが重要だと思いますので申し添えます。

どうもありがとうございます。コメントです。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは続いて、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 はい、ありがとうございます。

今、宮越第二部会長はじめ皆様のおっしゃったことと重なってしまうので、もう一度確認をさせていただきたいということなんですけれども、まず、私は温暖化の専門で生物・生態系の専門ではないのですが、今この書面を拝見しておりますと、非常に多くのことがこれから行われる調査に依存していると。それ次第ではかなり大幅な変更が起きたり、事業自体が難しくなる可能性があるということだと理解しました。

それを踏まえて柳会長から御提案がありまして、私も非常に支持するところでございますが、もう一度事務局に確認をしたいところで、宮越第二部会長からもお話がありましたが、事後調査計画書、これは評価書とともに作成されるということだと思うんですが、これは着工の届出とともに知事に提出するというので、事後調査報告書自体は着工してから出てくるということだと思うのですね。

それで、着工してしまつて、例えば樹木を移転してしまうと、取り返しがつかないような不可逆的な影響が出る可能性があるというところが懸念されているところだと思いますので、事後調査報告書が出る前、着工される前に今懸念とされているような項目について全て調査を行われて、その内容が第一部会だったり総会だつたりに出てきて、この審議会で審議をする、あるいは審議会が関わる機会が担保されているのだということを、もう一度事務局から条文に従って御説明いただきたいということです。

あと、それは評価書で事後調査計画書として記載されるのではなくて、この答申の中でも十分に分かるような記載をしていただけたらいいのではないかと思いますのですが、おそらく

65 条とか 67 条あたりに関わるところだと思うのですが、事務局から御説明いただけますでしょうか。

○藤本政策調整担当部長 御意見ありがとうございます。

まず、1 点目のところですが、先ほど会長がおっしゃった事後調査計画書の段階で、74 条の 2 が、「審議会は、69 条の規定による調査審議を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求め、説明を聴き、又は事業者その他関係者から資料の提出を求めることができる。」とございますので、この規定に則って事後調査計画書、事後調査報告書、変更届の提出時に、事業者の方に出席を求めて審議するということになると思っております。

それから、2 点目の御質問ですが、もう一度お願いできますでしょうか。

○渡邊委員 まず 1 点目に関しましては、そうすると 69 条の環境影響評価及び事後調査に関する重要事項を調査審議させるためというところで、まず評価書が出てくる、評価書に事後調査計画書が入っている、さらに事後調査報告書が出てくる。

これらについてその都度 74 条の 2 に基づいて事業者その他関係者の出席を求め説明を聞き、事業者その他関係者から資料の提出を求めることができると。それはすなわち、もう一度この審議会で審議することができるという解釈でよろしいかということ、私から逆に質問させていただきたいというところです。

2 点目は、今のことと関連するのですが、つまり、これから出てくる調査の資料によって、判断が左右されるところがあるので、今申し上げたこと、つまり 74 条の 2 に基づいて評価書、事後調査計画書、つまり事後調査報告書が出てくる前であっても、これから行われてくる調査の資料に基づいて、もう一度審議会が関わる機会があるということ、この答申の段階で盛り込むことが望ましいのではないかと、それができますかという質問です。それを明示的に記載していただくことが可能かどうかというところです。

○柳会長 私から補足説明をしてよろしいでしょうか。

渡邊委員の今の質問というのは、69 条というのは審議会の設置規定です。環境影響評価の重要事項等とか事後調査の内容について審議検討するために審議会を置くというのが、69 条の規定です。

それから、74 条の 2 というのは、これは新たに令和 3 年度から施行されている条例改正に基づく事業者等の出席を求める規定ということなんです。

この規定に基づいて事後調査計画書、変更届それから事後調査報告書について、事業者を呼んで説明を受け質疑応答をするという提案で、従来はそのことが事業者を呼んでという

ころがなかったもので、今回提案させていただいているという内容です。

それで、おそらく評価書について、先ほど横田委員からも評価書の中に答申案の内容全て盛り込んだ上で答申を出して、評価書を提出してほしいという要望だったと思いますが、今そのことに関連して評価書が出た段階で審議会を開催することができるのかというのが御質問の要点かと思います。

今のところ条例の手続では、評価書が出た後の審議会の関与は、先ほど提案したようにできるわけですが、評価書を提出した段階で審議会が議論をする場合は、条例では今のところないので、評価書が出る前に、ある程度事業者が評価書に書かれる内容、こちらの答申案について提案している内容を盛り込んだ段階とみられるタイミングで、審議会をできるのかどうかということところが、おそらくキーなのだろうと思います。

評価書の提出前に審議会として事業者の方に来ていただいて説明いただくということが、可能かどうかということ、手続的に確認したいということなのだろうと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○渡邊委員 はい、そうです。そのとおりです。ありがとうございます。

タイミングをできるだけ早めに確保する、そういう方法が今の環境影響評価条例であるのか、それを確保していただきたいというお願いとともに、それがいいのかという確認です。

○柳会長 その場合に一つ問題になるのは、本日答申をするかどうかを検討しているわけですが、通常の手続ですと、答申がなされるとそれが知事意見を形成するというので、諮問に答えているわけですから、知事から事業者に対して意見を言う、意見書を提出するということになり、その後、事業者はそれを踏まえて評価書を作成するという手続に移るといことになりますが、その後、事業者が作成している評価書について審議会として関与するというのは、手続的には今のところ決められていないのですが、その点をどうするのかということだろうと思います。

それを審議会で設定してできるのかどうか。それは手続的な問題ではありますが、環境影響評価はあくまでも、こういった手続プロセスを明確にして、それについて関与することで、事業者と行政と審議会とそれから都民との関与の中で、このプロセスを適切に運用していくというのが役割ということになっておりますので、それをどのようにとらえるかということですね。

私の個人的な見解では、そこの評価書前に答申を出さないで、評価書前に議論するというのは可能だと思いますが、答申が出た後にやるというのは、なかなか難しいところがあるの

かなというふうにはちょっと思っているところです。ちょっとお待ちください。

今、条例等の照らし合いをしてみましたけれども、条例上は、90 条を読みますと、「報告の聴取等」というのがありまして、「知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。」という条文があります。

この条文はアセスの手続きの中でいかようにも活用できるというようなことですので、評価書が出る前に評価書にちゃんとどの程度反映されているかということ、事業者を 74 条の 2 で呼んで、そこで説明を受けて、質疑応答を行うことは可能なようです。

今までこういうことをやったことはあまり例がないようではございますけれども、そういう形で評価書が出る前に、その内容について審議会で確認をしてみるということは可能なようですので、そういった手続きで皆さんよろしいかどうかということだと思います。

そうしますと、先ほどペンディングにしていた横田委員の評価書に確実に答申内容が反映される必要があるという御指摘にも、それに対応ができるかなということでございます。そういうようなことでよろしいでしょうか。

○渡邊委員 はい、ありがとうございます。

その機会が設けられるということが確実にされるように、答申の中に入れておいていただくようなことは可能ですか。

○柳会長 答申にその内容を付記するということが可能かだと思います。

○渡邊委員 分かりました。もし可能でしたら、私はそのようにしていただくのがプロセスとしてはいいかなと思いますし、多分この件にかかわらず、評価書案に関する答申が出た後の調査に依存する環境影響評価というのは多々あると思いますので、そのようにしていただくと非常にいいかと思います。

でも、ここは会長にお任せするところであります。私はそれがよいと考えております。ありがとうございます。

○柳会長 ただいまの渡邊委員の御提案は、おそらく事後調査計画書なり事後調査報告書というのが的確に評価書を反映したものになるように、事前の対応をとるべきであろうというふうな御意見だったというふうに思います。

そのような形でこの案件以降も、他の案件についても、事案によってはこういった形でバランスをとりながら進めていくということが、都のアセスの運用の仕方としては適切かなというふうには考えております。

それでは続いて、宗方委員、どうぞ。

○宗方委員 はい、宗方です。第二部会で景観を担当しています。

今日の資料及びこれまでの皆さんの御意見とか会長からの提案、どれも大いに賛同するところですよ。

景観担当しているということでコメントですが、今回の事業は大変長期間にわたり、景観の途中の変化が非常に激しいわけですね。

この資料の中に、「示すこと」とか「求めること」とかいう表現が多々あるのですが、この審議会の中だけでこういったもの示していただくだけではなくて、この変化の中においても、当然周囲の市民などに現状あるいは将来どうなっていくかということも、是非、積極的に示していただきたいと思います。

この保全というのは現状、非常にすばらしい環境がありまして、そこにできるだけ戻したいということはおもったものですが、そもそもこの辺の地域は原生林が昔からあったわけではなくて、明治神宮などは有名ですが、昔からどんどん環境が変化して、結果的によい方向で現在になっているというのが現状であるという歴史もあるかと思えます。

したがって、今の状態に戻すだけでなく、さらに後世に残しておくためによりよいものを創造していくという視点も、開発の中に入れていただきたいと思っております。どう変わっていくか、どうよくしていくのかということは、事業者の方から長い期間のスパンの中で、随時、審議会でのいろいろな検討などと併せて、積極的に発信していただいて、進行中も積極的に景観の将来というものを示していただきたいと思っております。

コメントです。以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、池邊委員、どうぞ。

○池邊委員 先ほど機会をいただきまして、犬の話とかあと子どもが自然と触れ合うという話をお話ししましたが、ここに書いてあるのは単に多くの人々に触れ合いの場というふうにしただけで書かれていません。

ところが、ここは先ほどお話ししましたように、これでいうと走るとか自転車とかそういう通常の人間の触れ合いの場というふうにごく簡単に考えてもらっても構いませんけれども、ここは都心部では、私は新宿区に60年以上住んでいる人間ですが、東京の中で唯一犬も放せて、本当に日曜日に行くと多分100匹どころではない人たちが、皆さん楽しく触れ合っているんですよ。

しかも、子どもに至っては子どもが自然の中で遊べるというのが、国際的な海外の子ども達と日本の子どもたち達が一緒にその自然の中で遊ぶという2つの意味で、東京都心部においては唯一の場所なのですね。

それが単純に「多くの人々の自然との触れ合いの活動の場として利用されている」という表現では非常に弱いので、「唯一のそういう場所である」ということ、犬が入れるということと、それから国際的な子どもたちが自然の中で遊べる。例えば世田谷の方に行けばそういう空間がありますが、都心部においては、森の中で子ども達が遊べる空間というのは、本当にここが唯一です。あとは目黒の自然教育園ぐらいでございます。

ですから、そういうものが代替機能としてどういうものを用意していただけるのかというあたりも、単純にこの広場空間の確保という形だけではちょっと不十分だと思いますので、そういった国際的な問題、それと犬が普通にドッグランではなく、普通に皆さんがこの地域でコミュニケーションを取っている、非常に本当にコミュニティの場になっているのですね。そういう場所として非常に唯一無二の場所であるということが、ここには記載されていません。

ですから、その代替の広場を作ればそれでいいという問題ではございませんので、そのあたりを少し自然との触れ合い活動の場のところに追加していただければと思います。以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

細かな案文の修正や追加等については、また後で触れたいと思います。

池邊委員、ありがとうございました。

それでは、池本委員、お願いいたします。

○池本委員 ありがとうございます。第二部会の廃棄物を担当しています池本です。

これまでの審議のお話を聞いていまして感じた点として少しコメントさせていただきたいと思って挙手させていただきました。

宗方先生と共通するかなと思うのですが、事業を行う場合には、どんな事業者さんも、事業性と環境確保の関係でバランスを考えながら行われてきている中で、最近の環境の考え方などを結構重視されているというところが、大きく変わってきているかなと思ってきています。

それで、いろいろ厳しい御意見も出ている中で、事業者さんに期待することなのですが、やはり後ろ向きの気持ちで、言われたからこうするというよりは、今の時代の変わってきた

部分の中で、例えば昨年行われた生物多様性の第 15 回の締約国会議とかを受けたりとかで、そういったことも変わってきていますので、より前向きな、これからの後世に残す事業として、環境の配慮を考えて、対策を考えていくとかいったところを、意識していただけたらいいのかなと思います。

個別にこれが悪い、あれがどうだというよりは、こういう審議会の中では、環境の面でのそれぞれの専門の最先端の先生方が、「これから求められることはこういうことだよ」というような考え方を、事業者さんと意見交換して、これからのことを一緒に考えていくような、そういう場になるといいのかなと感じました。

以上コメントでございます。ありがとうございます。

○柳会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

では、齋藤部会長からどうぞ。

○齋藤第一部会長 どうもありがとうございます。様々な委員の方から厳しい御意見をいただきましてありがとうございました。

部会の答申案をまとめる立場、まとめました立場として少し話をさせていただきたいと思っています。

御指摘いただきましたとおり、一部調査がなされていないものもあり、したがって、予測の評価、それから環境保全措置に至るまでの十分でない箇所も、いくつか見られていることと思います。

その中でこの答申案をまとめるに至った経緯について少しお話をさせていただくと、普段よりも回数多く、それから期間も長くして議論をしてきたわけですが、その中でこの評価書案に含まれていない、事業者がお持ちのデータを部会に情報提供していただきまして、それに基づく審議をさせていただいております。

それから、調査ができないものに関しましては、調査の方法、それからそれを受けての対策としてどういうものが取り得るのかということについても、御説明をいただいたということで、評価書案よりも一歩二歩進んだような形で審議が進められてきたということはお伝えしたいと思います。

その中で一定の成果というか方向性が見られたということで、答申案に至ったということになっています。

ただ、皆さん御指摘のとおり、まだ不確実性が非常に残されているところ、そもそもが、

4 列のいちよう並木をはじめとした公共の空間として極めて関心の高い、恩恵のあるものですので、どう変えていくのかということに関して、しっかりと、その環境の保全対象となる木の保全、それから伐採樹木等、生態系の保全や景観等も含め、どのように保存されていくのかということ、しっかりと担保していく必要があろうということも含めて、従来とは異なる形で、我々が注視をするということで答申案に至ったということです。

私の申し上げたいことは、事業者側もそれなりの努力はしていただいているであろうと思いますので、その点については御了解いただいた上で、全体の議論にありますように、会長から御提案ありましたとおり、事後調査のフォローアップのところをしっかりと見ていくというようなところ、それから、御提案の評価書案についても、私自身もそれを見ていくということについて賛成いたしますので、その方向でやっていったらいいのかなと思います。

それからもう1点、事業者の方からは「根系調査の結果も含めて公表する」というような話でありましたので、要するに審議会だけではなくて外部に公表するというようなことも発言がございましたので、その点もできるだけこの審議会だけでなく、都民への情報提供もリアルタイムでしていただけるような話で、この答申と併せて事業者には再度お願いをしたいと考えています。

これがまずお話の1点でございます。それからもう1点は、ちょっとセンチメンタルな話になるかもしれませんが、この環境影響評価のプロセスの中で、やはり事業者と都民の間の情報交換を橋渡しできるとよいのかなと思っています。

そもそもは、事業者が自ら考えた環境保全措置にかなりの自信を持っておられると思いますので、そのことをしっかり表現していただく。その上で都民からの意見、それから専門の委員から意見をもらって、よりよい環境保全措置がとれるような対策をとっていく。

そのことによって、事業者の事業そのものに対する評価も上がってくるということで、事業者にとっても都民にとっても、それから都はもちろんですが、審議会にとっても、皆が納得できるような形で共に創り上げていくというか、「協創」という言葉があると思うのですが、そのような場がまた形成されることが、本来の環境影響評価の審議のプロセスであらうと思います。

そういった中で、私自身が極めて反省をしておるところですが、事業者との関係をうまく構築できていたのか、それから都民の意見をうまく反映できたのかといった点も含めて、都民と都に対して、それから事業者とこの審議会に対して、その間が近づけられればよかったのですが、この一連の審議を通じて逆に遠ざかってしまったのではないかと。事業

者と都民の方との関係も逆にこじれてしまったのではないかというような懸念を、私自身は持っていて、その差配をうまくできなかつたことを非常に反省している次第であります。

先ほど、会長からフォローアップについての御提案があり、そしてまた評価書の作成に当たって我々が関与していく、この審議会が関与していくという話がございました。

その過程の中でもう一度、事業者と都民の間の橋渡し、それからこの審議会の信頼というものも取り戻せていければよいのかなということを期待しております。

そういった思いでありますので、都民の方もそう理解していただきたいと思ひますし、事業者の方はそういったこちらの思いも汲んで、今後の対応をしていただきたいと考えています。

これは、答申に併せて是非事務局から思いを伝えていただければいいかなと思ひます。以上になります。

○柳会長 齋藤第一部会長ありがとうございました。

他に何か御意見はございますでしょうか。

水本委員、どうぞ。

○水本委員 たびたびですみません、水本です。

今の齋藤部会長の意見に非常に賛成するところであります。

一昨日のところでは、事業者さんからも「次の100年を見据えた森」というキーワードが出されておまして、今後その以前の100年、今後の100年ということを踏まえた形での事業が展開されていくというような前提が示されたように思ひます。

その上で、私の専門自体は史跡・文化財ですけれども、コメントになってしまひますが、東京に非常に緑が豊富に残っているというのは、実は江戸時代の大名屋敷由来というところが多くございます。

その中で幕府がつくり、その支配層である大名たちがつくりといった庭園が残ってきたような歴史を踏まえた上ですと、今後の次の100年というのは、やはり都民参加型と言ひますか、もう少し開発者と共に住民も森をつくっていく、形成していく、それから都市にある、原生林ではないというお話も出ましたが、都市の中に森を残すということは、皆でやっぴかなければならないというようなところもあると思ひますので、先ほどの齋藤部会長の意見には非常に賛成するところであり、それにやっぴアセスも関わっていければなというふう

に思ひます。
すみません、意見というか、ちょっと申し上げさせていただきます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 ありがとうございます。もう時間がないかと思imasので、手短に。

事業者の方ですとか齋藤部会長はじめ第一部会の皆様、そして柳会長の御尽力を理解しておるところであります。その点はここでもう一度発言させていただきたいというところです。

ただ、これからの調査で問題がないということを確認し、あるいは何か変更が出た場合に、迅速に対応するというところ、それに審議会が関わるというところが、確実になるプロセスがあるのかなのかということを確認したくて、先ほど発言させていただきました。

丁寧に御対応いただきまして、会長にもまた東京都の方々にも、そして第一部会の皆様にも事業者の方にも感謝するところでもあります。うまく事業がバランスよく運ぶことを祈念しておりますので、何の問題もないことを祈念するところです。ありがとうございます。

○柳会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

他に御発言がないようですので、まずは部会からの報告に、今回、各委員から提案されました追加的な事項を織り込み、各委員に確認をした上で、最終の答申案にしたいと思います。その方向性や内容につきましては、会長に一任していただければ幸いです。そういうやり方でよろしいでしょうか。

<異議の声なし>

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、答申書を通常は読み上げるのですが、中身については、先ほど私が申し上げたことで、扉だけを読んでいただければと思います。

○藤本政策調整担当部長 はい、読み上げます。

4 東環審第 21 号

令和 4 年 8 月 18 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎

(公 印 省 略)

「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について (答申)

令和3年8月20日付3環総政第313号(諮問第527号)で諮問があったこのことにつきまして、当審議会の意見は別紙のとおりです。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま鑑については読み上げていただきましたが、最終の答申の内容については、先ほど私が申し上げたように、会長一任ということで内容については確認した上で、知事に答申したいというふうに思います。

また、審議会としての事業の進捗を、評価書前の手続としてと、それからその後の手続についてフォローアップしていくことについて、決定させていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

〈異議の声なし〉

ここで事務局から発言がありますでしょうか。

○藤本政策調整担当部長 はい。ただいまフォローアップの提案をいただきましたので、事務局としましても、審議会の決定としてとりまとめまして、本プロジェクトは長期のプロジェクトですので、その内容を明らかにして、きちんと残していきたいと考えております。以上です。

○柳会長 はい、分かりました。

委員の皆様もそのような形でよろしいでしょうか。

この事業には、事業に係る答申内容を確実に評価書に記載していただくとともに、評価書提出前にその内容について、先ほど申し上げたように、審議会で確認を行った上で、事業者にお越しいただくというようなことで、御説明をいただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

また、事業者が適切に事後調査を実施することは当然ではありますが、必要に応じて事業者と質疑を行いながら、その結果を審議会として注視していくという形は、他の自治体の条例においてもあまり例を見ない取組でもありますので、適正な環境配慮がなされるよう、着

実に進めていきたいと思えます。では、どうぞよろしくお願ひいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。

それでは、特にならぬようですので、これもちまして本日の審議会を終わりたいと思ひます。

皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(午前 11 時 37 分閉会)

(傍聴人退場)